

京都府公報

号外 第6号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ	告 示	
○京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例施行規則の一部を改正する規則 (企画参事)	1	○京都府移住促進及び移住者等活躍推進事業費補助金交付要綱 (企画参事)	19

規 則

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月18日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第10号

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例施行規則の一部を改正する規則

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例施行規則（平成28年京都府規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例施行規則

第1条中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（平成28年京都府条例第26号）」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）」に改める。

第2条中「第5条第1項第6号」を「第6条第1項第6号」に改め、同条第1号中「移住促進特別区域として条例第5条第1項」を「条例第6条第1項」に、「受けようとする」を「受ける」に改め、同条第2号中「第5条第1項に規定する」を「第6条第1項の」に改め、「又は農地の活用」、「(以下「暴力団員等」という。）」及び「又は当該農地」を削り、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項の指定を受ける区域に係る空家に関する次に掲げる事項とする。

- (1) 空家の位置及び規模
- (2) 空家の構造及び設備
- (3) 空家の附帯施設
- (4) 空家の所有者の賃貸、譲渡等の意向及び条件
- (5) その他必要な事項

2 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める方法は、インターネットの利用その他適切な方法とする。

第3条の見出し中「指定」を「指定等」に改め、同条中「第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）」を「第6条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第6条第4項の申出は、知事に対し、移住促進特別区域の指定の解除に係るものにあつては移住促進特別区域指定解除申出書（別記第2号様式）を、その区域の変更に係るものにあつては移住促進特別区域変更申出書（別記第3号様式）を提出することにより行うものとする。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「第 5 条第 3 項」を「第 6 条第 3 項」に改め、同条第 3 項中「第 5 条第 4 項」を「第 6 条第 4 項」に改める。

第 5 条から第 7 条までを削る。

第 8 条中「第 9 条第 2 項」を「第 7 条第 1 項」に、「(別記第 5 号様式)」を「(別記第 4 号様式)」に改め、同条を第 5 条とする。

第 9 条第 1 項中「第 9 条第 4 項」を「第 7 条第 4 項」に改め、「閲覧は」の右に「、政策企画部」を加え、同条第 2 項中「第 9 条第 4 項第 4 号」を「第 7 条第 4 項第 4 号」に改め、同条を第 6 条とする。

第 10 条第 1 項中「第 9 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定による抹消」を「第 7 条第 5 項」に、「登録空家抹消申出書」を「登録空家の登録の抹消に係るものにあつては登録空家抹消申出書(別記第 5 号様式)」を、その変更に係るものにあつては登録空家変更申出書」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

(活躍応援計画の記載事項)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、活躍応援計画の名称及び目標その他必要な事項とする。

2 条例第 8 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事業は、移住者等と当該地域の住民との交流の促進に資する事業その他当該地域の活性化に寄与する事業とする。

(活躍応援計画の認定の申出)

第 9 条 条例第 8 条第 1 項の申出は、知事に対し、移住者受入・活躍応援計画認定申出書(別記第 7 号様式)を提出することにより行うものとする。

(活躍応援計画の認定等の公示)

第 10 条 条例第 8 条第 4 項(同条第 5 項及び第 7 項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、京都府公報に掲載することにより行うものとする。

2 条例第 8 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認定活躍応援計画の名称
- (2) 認定活躍応援計画に含まれる移住促進特別区域の名称
- (3) 計画期間
- (4) 認定活躍応援計画の目標
- (5) その他必要な事項

3 条例第 8 条第 5 項において準用する同条第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認定活躍応援計画の名称
- (2) 当該計画の変更に伴い条例第 8 条第 4 項の規定により公示された前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合にあっては、当該事項に係る変更の内容
- (3) 変更の理由
- (4) その他必要な事項

4 条例第 8 条第 7 項において準用する同条第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 認定を取り消した計画の名称
- (2) 当該計画に含まれていた移住促進特別区域の名称
- (3) 認定の取消しの理由
- (4) その他必要な事項

第 11 条及び第 12 条を次のように改める。

(活躍応援計画の変更の申出)

第 11 条 条例第 8 条第 5 項の申出は、知事に対し、移住者受入・活躍応援計画変更認定申出書(別記第 8 号様式)を提出することにより行うものとする。

(軽微な変更の内容)

第 12 条 条例第 8 条第 5 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 認定活躍応援計画に記載された移住促進特別区域に含まれる土地の区域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- (2) 認定活躍応援計画に記載された活躍応援事業(以下「認定活躍応援事業」という。)を行う期間に影響を与えない場合における計画期間の 6 月以内の変更
- (3) その他認定活躍応援計画の実施に支障がないと知事が認める変更

第 13 条及び第 14 条を削る。

第 15 条第 1 項中「第 12 条」を「第 11 条」に、「第 11 条」を「第 10 条」に、「(別記第 11 号様式)」を「(別記第 9 号様式)」に改め、同条第 2 項中「第 11 条」を「第 10 条」に、「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 16 条から第 19 条までを削る。

第20条の見出し中「認定空家農地一体活用事業」を「認定活躍応援事業」に改め、同条第1項中「第19条」を「第14条」に、「第18条」を「第13条」に、「認定空家農地一体活用事業」を「認定活躍応援事業」に、「(別記第16号様式)」を「(別記第10号様式)」に改め、同条第2項中「第18条」を「第13条」に、「第19条」を「第14条」に改め、同条を第14条とする。

第21条から第25条までを削り、第26条を第15条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

京都府知事 様

市町村長

移住促進特別区域指定申出書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第6条第1項の規定により、次のとおり移住促進特別区域の指定を申し出ます。

1 移住促進特別区域として指定を受けようとする地域の概要

(1) 名称等

ア 名称

イ 含まれる土地の区域(大字、小字、地番等により記入してください。)

ウ 地域内に存する集落等

(2) 現状

ア 人口及び人口減少率(直近3回分の国勢調査の結果を記入してください。)

項 目	現 状 (年国勢調査)	年国勢調査	年国勢調査
人口	人	人	人
人口減少率	(前回比) %	(前回比) %	—

イ 空家の状況(年 月時点)

項 目		戸 数(戸)
住宅総数		
空 家		
活用が可能な空家		

2 申出の理由

(1) 地域の課題

ア 産業

イ 集落・地域コミュニティ活動

ウ 総合的な計画等における位置付け

(2) 地域の目標

ア 10年後（ 年）の目指す姿（解消すべき課題）

イ アを達成するための目標とする数値（ 年）

(3) (2)の目標を達成するために必要な人材像、人数及び移住者に期待すること等

3 地域において実施する空家の活用等による移住の促進及び地域の活性化に関する取組

(1) 取組主体及び連携体制

取組主体	
円滑かつ継続的に移住の促進及び地域の活性化に取り組むために連携する団体等	

(2) 移住の促進に関連する取組の経過及び計画

ア 取組の経過

時 期	内 容

注 この申出に係る地域内の住民の合意形成の状況を必ず記入してください。

イ 取組の計画

時 期	内 容

4 市町村において実施する空家の活用等による移住の促進及び地域の活性化に関する取組

(1) 地域内の住民に対するこの申出の趣旨及び内容に関する広報活動等の実績

時 期	内 容

(2) 継続的に移住を促進するための体制の整備状況

ア 空家の活用等による移住の促進に関する施策（事業）の担当課及び業務内容等

担当分野	担当課	業務内容	移住の促進に関する主な施策
移住の促進			
空家の活用等			

イ 移住希望者に対する空家の情報提供の状況

(3) その他特記事項

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 移住促進特別区域として指定を受けようとする地域の範囲が分かる図面等（市町村全図上での位置が分かる図面及び道路等の境界線が明示されている詳細図面の2種類）
- 2 直近3回分の国勢調査の年齢5歳階級別人口が分かる資料
- 3 指定を受けようとする地域全体の取組主体に係る規約、定款等
- 4 空家の位置、規模等をインターネットの利用その他適切な方法により一般の閲覧に供していること及び当該閲覧に供する空家の件数が分かる資料

注 記入する欄が不足する場合は、欄を追加してください。

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

京都府知事 様

市町村長

移住促進特別区域指定解除申出書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり移住促進特別区域の指定の解除を申し出ます。

1 指定の解除を申し出る移住促進特別区域の概要

(1) 名称等

ア 名称

イ 含まれる土地の区域（大字、小字、地番等により記入してください。）

ウ 地域内に存する集落等

2 申出の理由

第 3 号 様 式 (第 3 条 関 係)

年 月 日

京 都 府 知 事 様

市 町 村 長

移 住 促 進 特 別 区 域 変 更 申 出 書

京 都 府 移 住 の 促 進 及 び 移 住 者 等 の 活 躍 の 推 進 に 関 す る 条 例 第 6 条 第 4 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 移 住 促 進 特 別 区 域 の 変 更 を 申 し 出 ます。

1 変 更 後 の 移 住 促 進 特 別 区 域 の 概 要

(1) 名 称 等

ア 名 称

イ 含 ま れ る 土 地 の 区 域 (大 字、小 字、地 番 等 に よ り 記 入 し て く だ さ い。)

ウ 地 域 内 に 存 す る 集 落 等

(2) 現 状

ア 人 口 及 び 人 口 減 少 率 (直 近 3 回 分 の 国 勢 調 査 の 結 果 を 記 入 し て く だ さ い。)

項 目	現 状 (年 国 勢 調 査)	年 国 勢 調 査	年 国 勢 調 査
人 口	人	人	人
人 口 減 少 率	(前 回 比) %	(前 回 比) %	—

イ 空 家 の 状 況 (年 月 時 点)

項 目		戸 数 (戸)
住 宅 総 数		
空 家		
活用 が 可 能 な 空 家		

2 申出の理由

(1) 区域を変更する理由

(2) 変更後の地域の課題

ア 産業

イ 集落・地域コミュニティ活動

ウ 総合的な計画等における位置付け

(3) 変更後の地域の目標

ア 10年後（ 年）の目指す姿（解消すべき課題）

イ アを達成するための目標とする数値（ 年）

(4) (3)の目標を達成するために必要な人材像、人数及び移住者に期待すること等

3 地域において実施する空家の活用等による移住の促進及び地域の活性化に関する取組

(1) 取組主体及び連携体制

取組主体	
円滑かつ継続的に移住の促進及び地域の活性化に取り組むために連携する団体等	

(2) 移住の促進に関連する取組の経過及び計画

ア 取組の経過

時 期	内 容

注 この申出に係る地域内の住民の合意形成の状況を必ず記入してください。

イ 取組の計画

時 期	内 容

4 市町村において実施する空家の活用等による移住の促進及び地域の活性化に関する取組

(1) 地域内の住民に対するこの申出の趣旨及び内容に関する広報活動等の実績

時 期	内 容

(2) 継続的に移住を促進するための体制の整備状況

ア 空家の活用等による移住の促進に関する施策（事業）の担当課及び業務内容等

担当分野	担当課	業務内容	移住の促進に関する主な施策
移住の促進			
空家の活用等			

イ 移住希望者に対する空家の情報提供の状況

(3) その他特記事項

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 移住促進特別区域として指定を受けようとする地域の範囲が分かる図面等（市町村全図上での位置が分かる図面及び道路等の境界線が明示されている詳細図面の2種類）
- 2 直近3回分の国勢調査の年齢5歳階級別人口が分かる資料
- 3 指定を受けようとする地域全体の取組主体に係る規約、定款等
- 4 空家の位置、規模等をインターネットの利用その他適切な方法により一般の閲覧に供していること及び当該閲覧に供する空家の件数が分かる資料

注 記入する欄が不足する場合は、欄を追加してください。

別記第4号様式を削る。

別記第5号様式中「(第8条関係)」を「(第5条関係)」に、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（以下「条例」という。）第9条第2項」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第7条第1項」に改め、同様式の注の3を削り、同様式を別記第4号様式とする。

別記第6号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例第9条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第7条第5項の規定による」に、「抹消を」を「抹消について、次のとおり」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第7号様式中「(第10条関係)」を「(第7条関係)」に、「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例（以下「条例」という。）第9条第5項において準用する同条第2項の規定により、次のとおり」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第7条第5項の規定による」に、「変更を」を「変更について、次のとおり」に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

京都府知事 様

市町村長

移住者受入・活躍応援計画認定申出書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり移住者受入・活躍応援計画（以下単に「活躍応援計画」という。）の認定を申し出ます。

1 認定を受けようとする活躍応援計画の概要

(1) 計画の名称

(2) 対象となる移住促進特別区域の名称

注 地理的、地縁的、文化的条件で一体性を有する複数の移住促進特別区域を対象とすることも可能です。その場合、その一体性についても記入してください。

(3) 計画の目標

ア テーマ

イ 計画を通じて解決を図ろうとする地域の課題

注 1 対象となる移住促進特別区域に係る移住促進特別区域指定申出書（別記第1号様式。以下「指定申出書」という。）の「2 申出の理由」中「(1) 地域の課題」が深化したものである場合には、該当する部分の抜粋・引用をした上で、そのうち、特にこの計画により解決を図ろうとする課題について、補足を加えて記入してください。

2 移住促進特別区域の指定を受けた後に生じた新たな課題である場合には、そのことが分かるように記入してください。

(4) 総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等における位置付け

(5) 計画を通じて打ち出したい区域の特色及び将来像

注 府内外に積極的に発信する項目であるため、簡潔かつ明瞭に記入してください。

(6) 地域が求める移住者等の人材像、移住者等に期待すること等

- 注 1 指定申出書の「2 申出の理由」中「(3) (2)の目標を達成するために必要な人材像、人数及び移住者に期待すること等」と同一のものである場合には、その内容を引用してください。
- 2 移住促進特別区域の指定を受けた後に生じた新たな課題に基づくものである場合には、そのことが分かるように記入してください。

(7) 事業実施に際して協働する団体等

- 注 1 指定申出書の「3 地域において実施する空家の活用等による移住の促進及び地域の活性化に関する取組」中「(1) 取組主体」と同一の団体である場合には、その内容を引用してください。
- 2 移住促進特別区域の指定後に生じた新たな課題を解決するために、新たな団体との協働を予定している場合には、その団体名も記入してください。

(8) 事業実施の核となる拠点

ア 拠点の名称

- 注 既存の拠点であるか、整備予定の拠点であるかの別が分かるように記入してください。後者の場合には、整備予定時期も記入してください。

イ 拠点のタイプ

就業機会の創出支援 ・ 移住者等の活躍支援 ・ 移住者等と住民との交流促進支援 ・ その他 ()

- 注 1 いずれも合致するものに○印をつけてください(複数選択も可能)。
- 2 「その他」に該当する場合には、括弧内に詳細を記入してください。

(9) 目標数値(重要業績評価指標(KPI))

数値目標名	事業開始前 (現時点)	年度 (1年目)	年度 (年目)	年度 (年目)	KPI増加分の 累計

- 注 1 指定申出書に記入した「2 申出の理由」の「(2) 地域の目標」中「イ アを達成するための目標とする数値」と同一の数値目標を設定する場合には、それを引用してください。
- 2 指定を受けた後に生じた新たな課題に関連する数値目標である場合、そのことが分かるように記入してください。
- 3 設定する数値目標の数が不足する場合は、行を追加してください。
- 4 設定する計画の期間に合わせて「 年度 (年目)」の列を加除してください。

2 移住促進等を図るために行う事業

(1) 全体概要

注 この申出書の1の(3)を踏まえた内容となるように記入してください。

(2) 事業の内訳

ア 登録空家による空家の活用に関する事業

事業名	事業内容	所管部(課)	実施期間	事業費総額 (見込み)	申請予定事業費 総額(見込み)
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円

イ 移住者等の就業の機会の創出その他の移住者等が活躍することができる環境の整備に資する事業

事業名	事業内容	所管部(課)	実施期間	事業費総額 (見込み)	申請予定事業費 総額(見込み)
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円

ウ 移住者等と当該地域の住民との交流の促進に資する事業

事業名	事業内容	所管部(課)	実施期間	事業費総額 (見込み)	申請予定事業費 総額(見込み)
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円

エ その他移住を核として当該地域の活性化に寄与する事業

事業名	事業内容	所管部(課)	実施期間	事業費総額 (見込み)	申請予定事業費 総額(見込み)
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円
				千円	千円

【上記アからエまで共通】

- 注 1 複数年度にわたり実施を想定している事業については、その期間を「実施期間」欄に記入してください。
- 2 注の1に該当する事業については、その間に見込まれる総事業費を「事業費総額」欄に、そのうち京都府補助金の交付対象事業として申請を予定しているものに係る総事業費を「申請予定事業費総額」欄に、それぞれ記入してください。
- なお、本件の記入をもって、各年度の京都府補助金の交付が担保されるわけではありません。
- 3 記入する欄が不足する場合は、欄を追加してください。

(3) 地域の活性化に向けてこの計画と連携することを想定している施策、事業等

注 各市町村におけるこの計画の部局横断的な運営体制についても記入してください。

(4) 事業実施に当たっての登録空家の活用見込み

事業名	登録空家の用途等	活用を見込む事業者の業種	活用開始時期

- 注 1 事業名には、この申出書の2の(2)のアからエまでに記入した事業名と同じ名称を記入してください。
- 2 活用を見込む事業者の業種には、当該事業者に係る日本標準産業分類の中分類の名称を記入してください。
- 3 活用開始時期には、事業者による登録空家の活用開始が想定される年月を記入してください。
- 4 記入する欄が不足する場合は、欄を追加してください。
- 5 登録空家等の取得に係る不動産取得税の不均一課税の適用の可否を判断する基本情報となりますので、できる限り正確な情報を記入してください。

3 計画の期間

注 3年から5年までの間で設定してください。

4 計画内容の周知方法

(1) 市町村内向け

市町村広報誌 ・ 市町村ホームページ ・ その他 ()

(2) 市町村外向け

市町村ホームページ ・ その他 ()

【上記(1)及び(2)に共通】

- 注 1 該当するものに○印を付けてください（複数選択も可能）。
- 2 その他の場合には、括弧内に詳細を記入してください。

別記第8号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

第 8 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

京都府知事 様

市町村長

移住者受入・活躍応援計画変更認定申出書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例第 8 条第 5 項の規定による移住者受入・活躍応援計画の変更の認定を次のとおり申し出ます。

変更事項の内容等（ 年 月 日現在）

変更事項	変更事項の内容等		変更する理由
	変更前	変更後	

- 注 1 変更事項の内容等が分かる資料を添付してください。
 2 記入する欄が不足する場合は、欄を追加してください。

第 9 号様式（第13条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所
氏名
電話番号

居住の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの
確認申請書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（以下「条例」という。）第11条の規定により、次のとおり居住の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの確認を申請します。
なお、条例第12条第1号に掲げる事項の確認のため、府税滞納の有無の確認を行うことについて同意します。

1 取得した不動産

(1) 土地

所在地					
地 番		地 目		地 積	m ²
取得日	年 月 日				

(2) 家屋（土地だけを取得した場合も、居住する家屋について記入してください。）

所在地					
家屋番号		延べ床面積	m ²	階 数	階
家屋の区分	専用住宅 ・ 併用住宅				
用 途	居住の用に供する部分	m ²			
	居住の用に供さない部分	有 ・ 無 (居住の用に供さない部分の面積 m ²)			
取得日	年 月 日				

2 移住をした日（お住まいの家屋が所在する市町村に申請者が転入をした日のうち最も遅い日を記入してください。）

移住日	年 月 日
-----	-------

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 取得した土地及び家屋に係る不動産登記事項証明書の写し（未登記の場合は、当該土地及び家屋の売買契約書の写し）
- 2 申請者が当該登録空家に居住し、かつ、当該登録空家の所在地に住所を有することが分かる書類（住民票の写し等）
- 3 土地の取得の場合
 - (1) 申請者が当該土地に所在する登録空家への移住をした者であることを証する書類（市町村による確認書等）
 - (2) 当該土地の位置図
 - (3) 当該土地の状況が分かる写真
- 4 家屋の取得の場合
 - (1) 当該家屋の取得が登録空家の取得に該当することを証する書類（市町村による確認書等）
 - (2) 当該家屋の平面図
 - (3) 当該家屋の用途を確認することができる資料
 - (4) 当該家屋の外観が分かる写真
- 5 その他知事が必要と認める書類

- 注 1 この手続（この申請書の提出）だけでは、税額の軽減措置を受けることはできません。居住の用に供する登録空家等の取得に係る不動産取得税の申告の際に、この手続により確認がなされた場合に発行される書類（居住の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの確認書）を、取得した不動産の所在地を所管する京都府府税事務所、京都府広域振興局税務課又は府税出張所（以下「府税担当窓口」という。）に提出してください。
- 2 この手続の内容について、必要に応じて、現地調査等による確認を行う場合があります。
 - 3 取得した家屋における居住の用に供する部分の面積は、この手続による確認及び注の1に規定する申告の後、府税担当窓口により別途確認を行う場合があります。

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの確認申請書

京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、次のとおり認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの確認を申請します。

なお、条例第15条第1号から第4号までに掲げる事項の確認のため、府税滞納の有無等の確認を行うことについて同意します。

1 取得した不動産

(1) 土地

所在地					
地番		地目		地積	m ²
取得日	年 月 日				

(2) 家屋（家屋の敷地である土地だけを取得した場合も、当該土地に所在する家屋の情報について記入してください。）

所在地					
家屋番号		延べ床面積	m ²	階数	階
用途	認定活躍応援事業の用に供する部分				m ²
	認定活躍応援事業の用に供さない部分	有 ・ 無 (認定活躍応援事業の用に供さない部分の面積			m ²)
取得日	年 月 日				

2 当該取得した不動産に係る事業内容等（認定活躍応援事業の用に供するもの及び供さないものを記入してください。）

事業開始日		年 月 日
事業内容	認定活躍応援事業の用に供するもの	(年 月 日付け 第 号により認定を受けた認定活躍応援計画に基づく)
	認定活躍応援事業の用に供さないもの	

3 当該登録空家等の取得に対する不動産取得税の特例措置（京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）による特例措置を除く。）の適用状況

適用条例名	区 分	適用を受けた日
	(土地 ・ 家屋)	年 月 日
	(土地 ・ 家屋)	年 月 日

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 定款、規約その他これらに準じるものを記載した書類（申請者が個人である場合を除く。）
- 2 申請者（事業者）の概要及び事業内容が分かる書類
- 3 京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号に掲げる暴力団員等でないことの誓約書
- 4 取得した土地及び家屋に係る不動産登記事項証明書の写し（未登記の場合は、当該土地及び家屋の売買契約書の写し）
- 5 当該土地及び家屋の取得が認定活躍応援計画に基づくものであることを証する書類（市町村による確認書等）
- 6 土地の取得の場合
 - (1) 当該土地の位置図
 - (2) 当該土地の状況が分かる写真
- 7 家屋の取得の場合
 - (1) 当該家屋の取得が登録空家の取得に該当することを証する書類（市町村による確認書等）
 - (2) 当該家屋の平面図
 - (3) 当該家屋の用途を確認することができる資料
 - (4) 当該家屋の外観が分かる写真
- 8 その他知事が必要と認める書類

注 1 この手続（この申請書の提出）だけでは、税額の軽減措置を受けることはできません。認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に係る不動産取得税の申告の際に、この手続により確認がなされた場合に発行される書類（認定活躍応援事業の用に供する登録空家等の取得に対する不動産取得税の不均一課税の対象となる不動産であることの確認書）を、取得した不動産の所在地を所管する京都府府税事務所、京都府広域振興局税務課又は府税出張所（以下「府税担当窓口」という。）に提出してください。

2 この手続の内容について、必要に応じて、現地調査等による確認を行う場合があります。

3 取得した家屋における認定活躍応援事業の用に供する部分の面積は、この手続による確認及び注の1に規定する申告の後、府税担当窓口により別途確認を行う場合があります。

別記第11号様式から別記第16号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和 3 年京都府条例第25号）附則第12項及び第13項の規定の適用がある場合については、この規則による改正前の京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例施行規則第15条及び第20条並びに別記第11号様式及び別記第16号様式の規定は、なおその効力を有する。

(京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則等の一部改正)

3 次に掲げる規則の規定中「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」を「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（改正前の京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例を含む。）」に改める。

(1) 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例施行規則（平成14年京都府規則第 2 号）別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式

(2) 京都府中小企業応援条例施行規則（平成19年京都府規則第13号）別記第 5 号様式及び別記第 6 号様式

(3) 京都府若者の就職等の支援に関する条例施行規則（平成27年京都府規則第54号）別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式

告 示

京都府告示第142号

京都府移住促進及び移住者等活躍推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 18 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府移住促進及び移住者等活躍推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 知事は、移住の促進及び移住者等の活躍することのできる地域づくりの推進に資するため、移住促進特別区域に関して市町村が実施する事業に要する経費等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において使用する用語の意義は、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和 3 年京都府条例第25号）において使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 地域団体 その行う移住促進特別区域内での地域活動等を通じて、移住の促進及び移住者等の活躍することのできる地域づくりの推進に取り組むことができる団体として知事が別に定める要件を満たすものをいう。

(2) お試し住宅 移住促進特別区域内の地域への移住を希望する者に対し、当該地域での生活を体験したり、当該地域の住民と交流したりすることができるような地域の場を提供することで、その者の希望に沿った円滑な移住の実現に資すること等を目的として当該地域内に設けられる、短期間の居住又は滞在をすることができる機能を備えた居住用の施設であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。

(3) シェアオフィス 複数の事業者がそれぞれの事務所として共同で利用することができる機能を備えた事業用の施設（移住促進特別区域内に設けられるものに限る。）であって、知事が別に定める要件を満たすものをいう。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助額及び補助限度額は、別表に定めるところとする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 5 条第 1 項に規定する申請書は、知事が別に定める様式によるものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする対象事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（変更の承認申請）

第5条 規則第9条の規定による変更の承認に係る申請書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助金の交付の決定を受けた市町村長（以下「補助事業者」という。）は、変更の理由の発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表の申請を要する変更の欄に掲げる事項に該当しないものについては、この限りでない。

（実績報告）

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、知事が別に定める様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第7条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（財産の処分の制限）

第9条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了後10年のいずれか短い期間とする。

2 規則第19条第2号に規定する知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の備品及びその他の財産とする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

補助対象事業			補助対象経費	補助額及び補助限度額	申請を要する変更
事業区分	事業実施主体	事業内容			
1 移住促進住宅整備事業	移住者	登録空家の取得、賃借等を行う移住者が当該登録空家に居住（当該移住後の住所が当該登録空家の所在地となる場合の居住に限る。以下同じ。）をする場合において、当該居住のために必要となる当該登録空家の改修（居住の用に供する部分に係るものに限る。）を行う事業について市町村が助成する事業	各事業実施主体が行う各事業内容欄に定める改修の事業（以下この項において単に「事業」という。）に係る事業費（当該改修に要する工事費、測量試験費、雑費その他当該事業の実施に要する経費として知事が必要と認める経費をいう。以下この項において同じ。）の助成に要する市町村の経費（事業実施主体が市町村である場合にあっては、当該事業費）。ただし、雑費の事業費に占める割合は、100分の3を超えないものとする。	1事業につき事業費の2分の1以内の額。ただし、補助限度額は、知事が別に定める。	1 事業実施主体の変更 2 事業の内容の変更 3 事業費の総額の2割を超える増減
	市町村又は地域団体	空家（移住促進特別区域内の空家に限る。以下同じ。）の取得、賃借等を行う事業実施主体が当該空家をお試し住宅又はシェアオフィスとするために必要となる当該空家の改修（それぞれの用途に供する部分に係るものに限る。）を行う事業（事業実施主体が地域団体である場合にあっては、当該事業について市町村が助成する事業）			
2 空家流動化促進事業	登録空家の所有者	登録空家の取得、賃借等を行う移住者の居住のために必要となる当該登録空家内の家財等の撤去若しくは廃棄又は清掃の事業で当該登録空家の所有者が行うものについて市町村が助成する事業	各事業実施主体が行う各事業内容欄に定める撤去若しくは廃棄又は清掃の事業（以下この項において単に「事業」という。）に係る事業費（当該事業に要する経費として知事が必要と認める経費をいう。以下この項において同じ。）の助成に要する市町村の経費	1事業につき事業費の2分の1以内の額。ただし、補助限度額は、知事が別に定める。	1 事業実施主体の変更 2 事業の内容の変更 3 事業費の総額の2割を超える増減
	空家の所有者	知事が別に定める用途のために空家の取得、賃借等を行う者（知事が認める者に限る。）の当該用途への当該空家の供用のために必要となる当該空家内の家財等の撤去若しくは廃棄又は清掃の事業で当該空家の所有者が行うものについて市町村が助成する事業			
3 移住者金利負担軽減事業	移住者	登録空家の取得、賃借等を行う移住者が当該登録空家に居住をする場合において、当該登録空家又はその敷地である土地についての取得、賃借等に係る資金を調達するために生じる当該移住者の負担による金利（以下この項において単に「金利」という。）の当該負担について市町村が助成する事業	金利の負担の助成に要する市町村の経費	金利の負担額の2分の1以内の額。ただし、補助限度額は、知事が別に定める。	1 事業実施主体の変更 2 事業の内容の変更 3 事業費の総額の2割を超える増減